

税務署が動き出します 班・支部の学習会に参加を

税務署の人事異動が7月に行われ、これから秋に向けて事後(税務)調査が行われます。
今年は春から税務署が動き出しており、すでに調査対象を絞り込んでいるという情報も入っています。
中部民商ニュースでは、今週から数回にわたって、税務調査に関する情報を紹介します。
同時にこれから班・支部でも税務調査対策学習会が行われます。ぜひ参加して納税者の権利を身につけましょう。

①自主申告は納税者の権利

自主申告こそ、納税者の基本的な権利です。
税法では「納付すべき税額が、納税者のする申告により確定することを原則とする」(国税通則法第16条)という申告納税制度をとっています。
税金は国(税務署)が決めるのではなく、納税者・国民自身が決めるものです。



②突然の調査は断り、対応しない

通常の調査は任意調査(納税者の承諾を得て行う)です。ところが、ほとんどの調査は事前通知せず、突然訪問してきます。
税務署員に対して、身分証明書(写真付)や質問検査章を出させて、相手の身分をしっかりと確かめる事が重要です。その上で「なぜ事前に連絡がないのか」と理由を明らかにさせ、「突然来られても困る。今日は帰ってほしい」と毅然と伝えましょう。

③民商の仲間と相談して対応

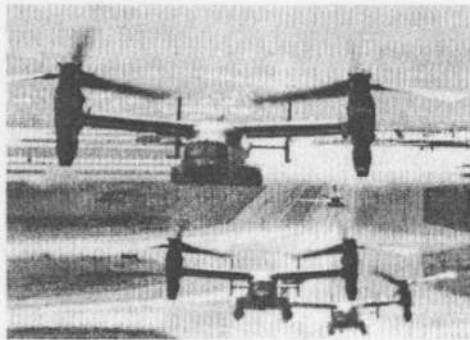
税務署員の訪問や通知が来たら、すぐに支部・班の役員・仲間、事務局に連絡して相談しましょう。
班会などで、調査に対する心構えや納税者の権利を学び、立会いを強めるようにしましょう。
立会いは憲法で保障された団結権の行使です。税務署員は「税理士法に触れるおそれがある」「公務員の守秘義務が守れない」などを理由に立会いを拒否していますが、その根拠はどこにもありません。



憲法改正問題学習会2011

「最新の憲法情勢をどうみるか」

講師 佐藤博文 弁護士 (日弁連憲法委員会副委員長)



(写真は日本平和委員会ホームページより)

憲法改悪をめぐり、今年に入ってから、新たな改憲議連の結成、憲法審査会規程の制定、衆議院比例定数削減の画策などが進んでいます。
未曾有の大震災と原発事故は、13条の個人の尊厳・幸福追求権、25条の生存権、29条の財産権などの憲法原理に基づいた国民本位の復興か否かを鋭く問うており、今こそ憲法の出番と言えます。
大阪や東京での国旗国歌の強制、北海道での教員管理統制強化は精神的自由権のかつてない危機を示しています。
こうした最新の憲法情勢を整理し、その本質を学び、憲法を力にした取り組みを様々な分野で進めましょう。是非ご参加下さい。

7月30日(土) 10時~12時(中央区民センター 南2西10)

○参加費無料 ○主催：憲法いかす札幌中央区の会(札幌中央区革新懇)

090-2057-4150(岩崎)